

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009門第8号	
事故等名	水先艇かもめ2運航不能(推進器損傷)	
発生年月日時刻	平成20年12月17日07時20分ごろ	
発生場所	六連島灯台から真方位004° 2.7海里 (北緯34° 01.4'、東経130° 52.3')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月7日 門司・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船長から事故状況を電話聴取し、船舶所有者から船舶検査証書等を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	水先艇 かもめ 2.10トン 294-22287 有限会社関門水先区パイロット組合	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	推進器翼曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、水先人2人を六連島東方約1.5海里(M)及び北方約4Mの各外国船に運ぶため、下関南風泊港を出港した。途中で水先人1人を外国船に移乗させた後、針路347° 速力約18ノットで六連島沖4Mで錨泊している外国船に向かう途中、平成20年12月17日07時20分ごろ、直径75mm長さ19mのロープを推進器に巻き込み、航行不能となった。 予備の水先艇に応援を求め、水先人を外国船に送った後、同船に曳航されて下関南風泊港に帰港した。当時の天候は、快晴、南東の風3m/s、波高0.5m、関門海峡の潮流は、東流8knで、日出時刻は07時15分であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、南東の波浪により、半水没状態で見えにくかったロープを推進器に巻き込んだ可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、推進器に半水没していたロープを巻き込んだため、推進器が損傷したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	